

3 歳児視覚精密検査結果報告手順書

令和 6 年 1 月作成

(業務内容)

3 歳児健康診査の視覚健康診査において要精密検査となった対象者が医療機関を受診した場合に、その結果報告を行うもの

(実施方法)

1. 保健センター等の 3 歳児健康診査における視覚健康診査において、要精密検査となった対象者が、「紹介状（診療情報提供書）」を持参し、精密検査実施医療機関を受診する
2. 医療機関は、精密検査（保険診療）を実施する
3. 医療機関は、検査結果を「3 歳児視覚精密検査報告書（診療情報提供書）」（紹介状に同封）に記載する
4. 医療機関は、3 と「3 歳児視覚精密検査結果報告書兼請求書」を翌月 13 日までに姫路市保健所へ提出する